

平成 17 年 6 月

経済産業省ヒアリングにおける質問事項（生活ビジネスインフラ WG【環境分野】）

高圧ガス保安法に基づく検査等について

< 検査の概要 >

検査の概要について、下記用紙に記入いただきたい。

高圧ガス保安法 高圧ガス製造設備 検査概要			
	完成検査	変更検査	保安検査
申請書類	完成検査申請書	完成検査申請書	保安検査申請書
申請書類の届出先	都道府県知事	都道府県知事	都道府県知事
自主検査導入の有無	無	有	有
検査者	都道府県知事 指定完成検査機関 高圧ガス保安協会	都道府県知事 指定完成検査機関 高圧ガス保安協会 自主（大臣の認定を受けた者）	都道府県知事 指定保安検査機関 高圧ガス保安協会 自主（大臣の認定を受けた者）
検査項目	耐圧試験、強度試験、 気密試験等	耐圧試験、強度試験、 気密試験等	耐圧試験（開放検査）、 強度試験、気密試験等
検査周期	施設の設置の工事を 完成したとき	施設の変更の工事を 完成したとき	原則として 1 年に 1 回
検査方法	目視検査、非破壊検査 等	目視検査、非破壊検査 等	目視検査、非破壊検査 等
検査時間 （例）	4 名 × 5 日間 / 1 件 （中～大規模事業所 の場合）	2 名 × 5 日間 / 1 件 （新規の設備を増設 した場合）	4 名 × 3 日間 / 1 件 （中～大規模事業所 の場合）
検査手数料 （「地方公共団体の手 数料の標準に関する 政令」による。）	5,550 ～ 420,000 円 / 1 設備当たり	2,400 ～ 277,500 円 / 1 設備当たり	7,700 ～ 610,000 円